

農用地利用集積計画案（瀬戸市ほか32市町村）に対する意見聴取について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の2第2項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和7年2月22日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 仲井 靖

1. 意見聴取の対象となる農用地

| |
|------------------------------|
| 瀬戸市鳥原町 979 ほか 5 筆 |
| 犬山市梅坪一丁目 7 ほか 175 筆 |
| 小牧市市之久田一丁目 299 ほか 23 筆 |
| 稲沢市平和町上三宅神出 93-3 ほか 131 筆 |
| 岩倉市西市町榊西 44 ほか 5 筆 |
| 豊明市栄町小松林 45 ほか 20 筆 |
| 日進市岩崎町芝内 1009-1 ほか 79 筆 |
| 清須市土田丁長 44 ほか 1 筆 |
| 愛知郡東郷町大字和合字東蚊谷 72 ほか 8 筆 |
| 津島市古川町 2 丁目 10 ほか 68 筆 |
| 愛西市鶉多須町松原 37 ほか 285 筆 |
| 弥富市東末広五丁目 18-1 ほか 18 筆 |
| あま市花長下町田 36 ほか 132 筆 |
| 海部郡飛島村大字松之郷五丁目 38-1 |
| 半田市四方木町 107-2 ほか 17 筆 |
| 常滑市矢田字東路脇 134 ほか 29 筆 |
| 知多市山屋敷 1 丁目 12 ほか 25 筆 |
| 知多郡阿久比町卯坂字元倉 20 ほか 29 筆 |
| 知多郡東浦町大字森岡字栄北 131 ほか 45 筆 |
| 知多郡南知多町大字豊丘字梅ノ木 102 ほか 106 筆 |
| 知多郡美浜町大字北方字稲道 37 |
| 知多郡武豊町下山ノ田 86-1 ほか 20 筆 |
| 岡崎市仁木町字五反田 210 ほか 883 筆 |
| 碧南市縄手町 3 丁目 33 ほか 3 筆 |
| 刈谷市東境町大坪 25-1 ほか 55 筆 |
| 西尾市花蔵寺町宮後 47 ほか 582 筆 |
| 高浜市清水町一丁目 7-11 ほか 86 筆 |
| 豊田市宮上町 6 丁目 104 ほか 51 筆 |

| |
|---------------------------|
| 新城市上平井字昭和 950 ほか 5 筆 |
| 北設楽郡設楽町津具字名倉道 10-1 |
| 北設楽郡東栄町下田字松ノ本 1-1 ほか 26 筆 |
| 豊橋市下条東町字畦添 147 ほか 134 筆 |
| 蒲郡市大塚町上長尾 17-1 ほか 32 筆 |

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 2 月 22 日(土)から令和 7 年 2 月 28 日(金)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）